

埼玉県農業大学校学生生活規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県農業大学校管理規則（以下「管理規則」という。）第26条に基づき、埼玉県農業大学校（以下「大学校」という。）の学生（以下「学生」という。）の大学校内における生活全般に関して、必要な事項を定めるものとする。

(服装・態度)

第2条 学生は、常に埼玉県農業大学校生としての品格を保つよう心がけ、学生の服装や態度は他人に不快感を与えるものであってはならない。

2 学生は、学校内の教室、廊下、通路棟、講堂、学生食堂、寮、実習棟及び実習ほ場並びにその他の場所（以下「学校内」という。）において、他人の迷惑になるような行為をしてはならない。

(校内美化)

第3条 学生は、学校内の美化に努めなければならない。

2 職員から指示があった場合、学生は指定場所の清掃を行うものとする。

3 学生の故意または過失により、学校内を清掃する必要がある場合、職員は学生に掃除を指示することができる。

(健康管理)

第4条 学生は、原則として大学校が実施する健康診断を受診するなど、心身の健康に留意しなければならない。

2 学生は、原則として大学校が定める傷害保険に加入するものとする。

(授業・実習・演習の受講)

第5条 学生は、授業、実習、演習（以下「授業等」という。）を受講する時は、学習に専念しなければならない。

2 講師または職員は、前項の規定に反する以下のような行為が改まらなないと判断した場合、当該学生に対して退室、もしくは受講の停止等を命じることができる。

(1) 授業等の進行の妨害、他の学生への迷惑行為

(2) 指定された座席以外への勝手な移動

(3) 授業と関係のない情報（WEBサイト、メール、SNS、動画、書籍、音源等）の取得行為やゲーム機器等の使用

(4) 許可なく飲食物を摂取する行為

(5) その他、学習に専念していないと認められる行為

(学校休業日、授業時間外等における当番実習)

第6条 管理規則第6条で定める休業日及び、教育課程履修要領第5条に基づいて公示される時間割に示された以外の時間において、農畜産物の管理等が必要と判断される場合、職員は学生に休日及び授業時間外の当番実習を命じることができる。

この際、職員は学生間の不公平が生じないよう適切な配慮に努めるものとする。

2 学生は、担任から指示された当番実習を誠実に実施しなければならない。

3 休日及び授業時間外の当番実習時においては、原則として学生は機械を利用してはならない。

(飲酒及び喫煙)

第7条 すべての学生は、学校内において、飲酒をしてはならない。また、成人学生の喫煙については、大学校が定めた場所のみで行うものとする。

(門の開閉時間等)

第8条 学生が出入り可能な門は、正門、南通用門、北通用門とする。ただし、南通用門及び北通用門は歩行者、自転車のみが通行できるものとする。

- 2 すべての門の開門は午前8時、閉門は午後6時とする。ただし大学校休業日においては、開門を午前8時30分、閉門を午後5時とする。
- 3 入寮していない学生（以下「通学生」という。）の学校内滞在可能時間は、授業やクラブ活動等で許可された場合を除き、上記の開門から閉門までの時間とする。

(学生更衣室の利用)

第9条 通学生は、大学校が指定する更衣ロッカーを使用することができる。その際、利用者は指定ロッカー以外の共同スペース等に私物を置いてはならない。

- 2 更衣室の利用可能時間は、本規程の第8条に定めた開門から閉門までとする。
- 3 更衣室を利用する通学生は、シャワー室、洗面所等の設備を適正に使用するとともに、室内の美化に努めなくてはならない。

(学生昇降口の利用)

第10条 学生がセンターゾーン内で昇降をする際は、原則として学生昇降口を利用する。

- 2 学生は、学校が指定したシューズボックスを使用することとし、昇降口の靴脱ぎ場等に靴等の私物を置いてはならない。
- 3 シューズボックスに収納できるものは、上履き及び下履きのみとし、実習で使用する作業用の靴、長靴、雨合羽等については、原則として実習棟で管理することとする。

(交流ラウンジの利用)

第11条 学生の交流ラウンジの利用可能時間は、通学生は本規程第8条で定められた学校内滞在可能時間とし、寮生は埼玉県農業大学校寮生活規程8条で定められた起床から消灯までの時間とする。

- 2 交流ラウンジを利用する学生は、定められた利用時間を厳守するとともに、適切な施設の実施、設備の適切管理、ラウンジ内の整理整頓等に努めなければならない。

(学生食堂の利用)

第12条 学生食堂の利用可能時間は、朝食時は午前7時15分から午前8時15分まで、昼食時は午後0時から午後1時まで、夕食時は午後6時から午後7時までとする。

- 2 上記利用可能時間のうち、昼食時においてはすべての学生が学生食堂内で飲食することができる。
- 3 学生食堂を利用する学生は、手洗いを励行するなどして清潔を保つよう心がけ、学生食堂の利用ルールを守るとともに、整理整頓に努めなければならない。

(飲食可能な場所)

第13条 開門から閉門までのセンターゾーン内における学生の飲食可能場所は、交流ラウンジ、学生ラウンジ及び学生食堂のみとする。

- 2 通路棟においてはベンチ等着席時に限り、飲料利用を可とする。
- 3 学生は、原則として上記以外の場所において許可なく飲食してはならない。

(自転車の使用)

第14条 学生が自転車を校内に持ち込む場合は、学校が規定する方法で登録し、学生用駐輪場の指定された場所に置かなければならない。

- 2 大 학교生活における自転車使用に関するその他の事項については、職員の指示に従うものとする。

(学校設備、備品等の使用等)

第15条 学生が大 학교生活において設備、備品等を使用または操作する場合は、必ず職員の指示または許可を得てから使用しなければならない。

- 2 使用者の故意または重大な過失により設備、備品等を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(屋外等における行為)

第16条 学生は学校内のうち、駐車場、実習ゾーン等の屋外においては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 学校が定めた禁止地域には、許可なく自転車を乗り入れないこと。
- (2) 野球、サッカー、バスケットボール、バドミントンなどのスポーツを行わないこと。
- (3) 移動手段は徒歩を原則とし、スケートボード等で校内を移動しないこと。
- (4) 近隣住民の迷惑となる行為を行わないこと。
- (5) その他、職員によって諸行為の停止指示を受けた場合は、それに従うこと。

(団体の設立)

第17条 学生がクラブ、研究会等の団体を設立しようとする場合は、その責任者が団体設立願(別記様式)を提出し、校長の許可を得なくてはならない。

(関連諸規程の遵守)

第18条 すべての学生は、本規程のほかに学生の生活に関して定められている寮、駐車場、講堂等の諸規程の内容をよく理解するとともに、その遵守に努めなくてはならない。

(懲戒)

第19条 本規程の各条項に学生が違反した場合、校長は埼玉県農業大 학교校条例第10条に基づき、学生に懲戒処分を科すことができる。

(その他)

第20条 その他必要な事項は、校長が別に定める。

附則 この規程は、平成28年2月22日から施行する。

附則 一部改正、平成31年4月1日

(以下様式省略)